

伐採木の搬出について

第1 適用範囲

本仕様書は、滋賀県が発注する県営(有)林事業のうち、伐採木の搬出を伴う間伐および主伐等にて生産する木材を、県が別途契約する素材販売・徴収事務委託契約に基づき滋賀県森林組合連合会(以下「県森連」という。)へ出荷する事業に適用し、当該事業の契約書および設計図書の実施方法等について、受託者が遵守すべき標準的な事項について示すものである。

なお、これによりがたいときは監督員の指示を受けるものとする。

第2 木材の出荷

生産した木材の販売については、県が滋賀県森林組合連合会に別途委託する。受注者は、生産した木材を設計図書にて指定する中間土場に運搬し、中間土場にて県森連に引き渡す。

第3 管理責任・危険負担

受注者は、生産した木材について、中間土場で県森連に引き渡すまでの間、管理責任を有し、中間土場にて県森連に引き渡した段階をもって受注者から県森連に管理責任が引き継がれるものとする。また木材の管理責任を有する限り、木材に生じた損害は、受注者の負担とする。

第4 造材基準

県営(有)林事業仕様書12(2)キに示す造材基準の他に、売先等に応じ指定する必要がある場合は、特記仕様書にて指定する。

第5 造材等の指導

受注者は、監督員による造材等についての指導があった場合は、その指導に従い県の意向に沿う規格の素材を生産するよう努めなければならない。

第6 県森連との連絡調整

受注者は、山土場に集積した木材を長期間放置することの無いよう、計画的に生産を行うこと。山土場への集積は短期間に留め、速やかに中間土場へ出荷すること。出荷の際は県森連と連絡調整をおこない、滞りなく出荷するとともに、県により売先の指定がある場合は漏れなく県森連へ伝達すること。

第7 搬出材積の出来高管理・出荷量の管理

県営(有)林事業仕様書12(2)ケに示す搬出材積の確認は、中間土場へ出荷する前に実施すること。搬出材積は、樹種、末口径、材長、本数、材積を一覧表に整理し管理・報告すること。

また、中間土場への出荷時には、出荷した材の一覧表を県森連に示し、受領印を受けることにより、中間土場への納入材積を管理し、また出荷した当日または翌日中に監督員に報告すること。

第8 原木販売実績報告書による精算

県営(有)林事業仕様書12(2)コに示す変更契約の対象とする材積は第7により管理する材積とする。

ただし、発注者が県森連から報告を受ける原木販売実績報告書の材積が設計図書に定める搬出材積より減となった場合には、契約書第46条の5の規定を適用し、受託者に不足数量分の材積を中間土場へ出荷するよう求めることがある。このことについて委託事業終了後においても同様の取扱いとする。